

東北遊技機商業協同組合部会規程(案)

(新規制定)

(H27.01.13 現在)

東北遊技機商業協同組合部会規程

(目的)

第1条 この規程は、本組合が設置する部会の事業及び構成等について必要な事項を定め、もって部会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(部会の種類)

第2条 本組合に、次の業種別の部会を置き、組合員は、全てその営んでいる主要な事業に関する部会に属する。

- (1) 新台部会
- (2) 機械部会
- (3) 商社部会

2 新台部会に所属する組合員は、自社及び同系列製造の新台遊技機の販売を業としている組合員とする。

3 機械部会に所属する組合員は、新台遊技機の代行販売及び中古遊技機の販売を業としている組合員とする。

4 商社部会に所属する組合員は、各種遊技場用の部備品及び補給装置等の販売を業としている組合員及び他の部会に属さない組合員とする。

(部会の事業)

第3条 部会は、次の事業を行う。

- (1) 各種情報収集及び提供
- (2) 各種情報及び意見の交換
- (3) 知識・技術の向上を図るための各種研修会及び講習会の開催
- (4) 組合が行う事業に対する協力及び意見具申
- (5) 組合運営に対する要望並びに助言
- (6) 会員相互の交流・親睦を図るための事業
- (7) 前各号の他、部会の目的を達成するための必要な事業

(部会の役員)

第4条 部会に次の役員を置くものとする。

- | | |
|----------|------|
| (1) 部会長 | 1名 |
| (2) 副部会長 | 4名以内 |
| (3) 会計 | 3名以内 |
| (4) 監事 | 2名以内 |

(訂正)

- | | |
|----------|------|
| (2) 副部会長 | 5名以内 |
|----------|------|

(役員を選任)

第5条 役員は、総会において部会員の中から互選とする。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充のために選任された役員任期は、現任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 部会長は、部会を代表し会務を総括する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、前項の職務を代行する。

3 会計は、部会の会計を司る。

4 監事は、部会の会計を監査し、部会総会においてその結果を報告する。

(部会会議)

第8条 部会会議は、総会及び臨時会とする。

2 総会は、毎事業年度終了後2か月以内に開催するものとする。

3 臨時会は、部会長が必要と認めるときに開催する。

4 総会及び臨時会においては、部会長が議長となる。

5 総会及び臨時会の招集は、5日前までに到着するよう日時、場所及び主たる議案を記載した書面をもって行うものとする。

(会議議決)

第9条 総会は、部会員の過半数の出席者をもって成立するものとし、議事の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決定とする。

2 臨時会における議事の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決定する。

3 前各項の規定においては、やむを得ない理由により出席できない部会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使できる。

(訂正)

第9条 総会及び臨時会は、部会員の過半数の出席者をもって成立するものとし、議事の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決定とする。

2 前項の規定においては、やむを得ない理由により出席できない部会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使できる。

(意見具申)

第10条 部会は、必要に応じ理事長に対し意見を具申することができる。

2 理事長に対する意見具申は、書面をもって行うものとする。

(部会員の義務)

第11条 部会員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 関係法令に従うこと。

(2) 定款、規約及び規程等に従うこと。

(3) 総会及び理事会の議決に従うこと。

(4) 部会決定事項に従うこと。

(5) 部会の会議及び行事には、積極的に参加しなければならない。

(6) 部会則に従うこと。

2 部会長は、前項の規定に違背し又は従わない部会員に対しては、一定期間の部会活動参加の停止、或いは組合脱退を勧告及び定款、規約の規定により措置するよう理事長に具申するものとする。

(所属部会の異動)

第 12 条 組合員は、営んでいる主要な事業の変更により、所属する部会を異動しようとする場合には、現に所属する部会及び新たに異動を希望する部会の双方の了承を得るとともに、理事会の承認を得なければならない。

(慶弔及び見舞)

第 13 条 部会員の慶弔及び見舞い等については、組合規程を準用して行うこととする。

(部会の経費)

第 14 条 部会の経費は、会費及び部会助成費をもって充てるものとする。

2 事業推進のため特に臨時に費用を必要とするとき及び経費に不足が生じた場合は、部会の議を経て特別又は臨時に会費を徴収することができる。

(会費の負担)

第 15 条 部会員は、部会の運営及び事業推進の費用に充てるために、会費を負担しなければならない。

2 会費の額、納付方法及び時期は、毎事業年度初の総会の議を経て定めるところによる。(会計年度)

第 16 条 部会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わるものとする。

(準用)

第 17 条 この規程に定めていない事項については、組合の定款、規約及び規程の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 5 月 日から施行する。

東北遊技機商業協同組合機械部会会則(案)

(新規制定)

(H26.01.13)

東北遊技機商業協同組合機械部会会則

(目的)

第1条 本会は、新台遊技機の代行販売及び中古遊技機の販売を業としている組合員をもって構成し、遊技機の販売・取扱いに関する知識・技術の向上を図り、適正な事業推進を図ること及び会員相互の交流・親睦を深めるとともに、組合の事業に積極的に協力することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、東北遊技機商業協同組合機械部会と称する。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を東北遊技機商業協同組合事務所内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種情報収集及び提供
- (2) 各種情報及び意見の交換
- (3) 知識・技術の向上を図るための各種研修会及び講習会の開催
- (4) 組合が行う事業に対する協力及び意見具申
- (5) 組合運営に対する要望並びに助言
- (6) 会員相互の交流・親睦を図るための事業
- (7) 前各号の他、部会の目的を達成するための必要な事業

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、本組合の組合員で、新台遊技機の代行販売及び中古遊技機の販売を業としている組合員とする。

(加入)

第6条 会員たる資格を有する者は、本会の承諾を得て加入することができる。

2 本会は、加入の申込みがあったときは、総会及び臨時会において諾否を決する。

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、退会届を提出し、本会の承諾を得なければならない。

2 会員は、次の各号の1つに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会員の資格を失ったとき。
- (2) 会員が本組合を脱退したとき。
- (3) 除名されたとき。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置くものとする。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 4名
- (3) 会計 3名
- (4) 監事 2名

(訂正)

- (2) 副部会長 5名

(役員を選任)

第9条 役員は、総会において会員の中から互選とする。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充のために選任された役員任期は、現任者の残任期間とする。

(役員職務)

第11条 部会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、前項の職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計を司る。
- 4 監事は、本会の業務及び会計を監査し、総会においてその結果を報告する。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会及び臨時会とする。

- 2 総会は、毎事業年度終了後2か月以内に開催するものとする。
- 3 臨時会は、部会長が必要と認めたときに開催する。
- 4 総会及び臨時会においては、部会長が議長となる。
- 5 総会及び臨時会の招集は、5日前までに到着するよう日時、場所及び主たる議案を記載した書面をもって行うものとする。

(会議の議決)

第13条 総会は、会員の過半数の出席者をもって成立するものとし、議事の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決定とする。

- 2 臨時会における議事の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決定とする。
- 3 前各項の規定において、やむを得ない理由により出席できない会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使できる。

(訂正)

第9条 総会及び臨時会は、会員の過半数の出席者をもって成立するものとし、議事の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決定とする。

- 2 前項の規定において、やむを得ない理由により出席できない会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使できる。

(意見具申)

第 14 条 本会は、必要に応じ理事長に対し意見を具申する。

2 理事長に対する意見具申は、書面をもって行うものとする。

(会員の義務)

第 15 条 会員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 関係法令に従うこと。

(2) 定款、規約及び規程等に従うこと。

(3) 総会及び理事会の議決に従うこと。

(4) 部会決定事項に従うこと。

(5) 部会の会議及び行事には、積極的に参加しなければならない。

(6) 部会の会議に欠席のときは、部会役員を通じて委任状を提出しなければならない。

2 部会長は、前項の規定に違背し又は従わない会員に対しては、一定期間の部会活動参加の停止、或いは組合脱退を勧告及び定款、規約の規定により措置するよう理事長に具申するものとする。

(慶弔及び見舞)

第 16 条 会員の慶弔及び見舞いについては、次によりそれぞれ慶弔金、見舞金を贈る。

(1) 結婚祝金 2 万円

(2) 死亡弔慰金

・ 本人 5 万円

・ 本人の実父母 2 万円

・ 配偶者 3 万円

・ 一親等の子供 2 万円

(3) 傷病見舞金

・ 本人（1 か月以上の入院加療を要する場合） 2 万円

(訂正)

(1) 結婚祝金 3 万円

2 前条各号以外に生花、弔電及び祝電を贈ることができるが、3 万円相当以内とする。

(部会の経費)

第 17 条 部会の経費は、会費及び部会助成費をもって充てるものとする。

2 事業推進のため特に臨時に費用を必要とするとき及び経費に不足が生じた場合は、部会の議を経て特別又は臨時に会費を徴収することができる。

(会費の負担)

第 18 条 会員は、部の運営及び事業推進の費用に充てるために、会費を負担しなければならない。

2 会費の額は、毎月 1 万円とする。

3 納付方法及び時期は、毎事業年度初の総会の議を経て定めるところによる。

(会計年度)

第 19 条 部会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わるものとする。

(準用)

第 20 条 この会則に定めていない事項については、組合の定款、規約及び規程の規定を準用する。

附 則

この会則は、平成 27 年 5 月 日から施行する。